

議案第１０６号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２７日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

第１条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
板橋区条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「１００分の１２０」を「１００分の１３０」に
改める。

第１６条の２第２項中「１００分の１１２．５」を「１００分の１
２２．５」に改める。

第３０条第２項中「１００分の１２０」を「１００分の１３０」に
改める。

第３０条の２第２項中「１００分の１１２．５」を「１００分の１
２２．５」に改める。

第２条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次
のように改正する。

第１６条第２項中「１００分の１３０」を「１００分の１２５」に
改める。

第１６条の２第２項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１
１７．５」に改める。

第３０条第２項中「１００分の１３０」を「１００分の１２５」に
改める。

第３０条の２第２項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１
１７．５」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改める必要がある。